

農業委員会総会会議録

1	開 会	1
2	議 題	1
	(1)議事録署名委員の決定について	1
	(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	2
	議案第1号	2
	(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	3
	議案第2号	3
	(4)買受適格証明願いについて	4
	議案第3号	4
	(5)非農地証明について	5
	議案第4号	5
	(6)非農地通知について	6
	議案第5号	6
	議案第6号	7
	議案第7号	8
	議案第8号	9
	(7)農地利用集積計画に係る意見決定について	10
	議案第9号～第33号	10
4	その他	10
	(1)競売による落札後の農地法第3条許可について	10
	(2)その他	13
5	閉 会	13

○ 出席者

会長	15番	渡邊 浩正	
会員	1番	手塚 みち子	2番 篠木 薫
	3番	福田 一紀	4番 町野 位夫
	5番	佐藤 栄一	6番 石塚 英好
	7番	渡邊 晴夫	8番 大野 文子
	9番	君島 道夫	10番 阿久津 正一
	11番	福田 英一	12番 渡辺 正明
	13番	揚石 明	14番 佐藤 喜久男

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席議員数は15名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第4回農業委員会総会を開催いたします。（16：00）

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。4番 町野委員、11番 福田委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(3)、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る諸処分決定について、議題にします。

議案第1号

まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(和田 理男) 議案書の1ページをお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班班長、9番君島 道夫委員お願いいたします。

○君島 道夫委員 9番の君島です。

本日9時30分より、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法3条1件、農地法第5条1件、非農地証明1件、非農地通知4件の計7件の現地調査を実施しました。

何ら問題ないとは見てまいりましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に、議案第1号の現地調査の詳細の報告を、9番、君島 道夫委員にお願いします。

○君島 道夫 委員 それでは、現地案内図、1ページをお開きください。

(申請地位置説明)

この■■■さんという方は、那須塩原市の方です。

この方が矢板の方に売買するというので、何ら問題はないと見てきましたので、皆様の審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質

疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。
議案第1号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

議案第2号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 続きまして議案書第2ページをお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第2号の現地調査の詳細の報告を、2番、篠木委員お願いいたします。

○篠木 薫委員 地図のほうは3ページ4ページでございます。

(申請地位置説明)

周りは宅地ですね、耕作はしておりません。生産性が低いようなので、やむを得ないと思います。以上でございます。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第2号について
質疑意見等を求めます。

はい、6番石塚委員お願いします。

○石塚 英好委員 はい、6番、石塚です。

この件について、譲受人が、東京都〇〇〇〇という記載されておりますけれども、これ個人じゃなくて、会社の代表とかそういうものということよろしいんでしょうか。

○事務局（高塩 康幸） こちらはあくまで個人です。

簡単に言えば、投機目的というふうに理解してもらえればと思います。

○石塚 英好委員 はい、わかりました。

○議長 そのほかございませんか。ないようですので、これより採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 買受適格証明願いについて

議案第3号

○議長 続きまして、付議事件（4）議案第3号 買受適格証明願いについて、議題に供します。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局長 続きまして議案書3ページでございます。（議案書読み上げ）

この件につきましては、ご案内のとおり、前回までに計7件、証明願が出た件の連件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

願出人、矢板市■■。願出人の左枠なんですが、記載のとおり、開設日が9月3日でございます、前回委員会後でございます。開札日が今回の委員会に間に合わないということがございましたので、前委員会終了後、これが出されたという経緯がありましたことから、事務局で内容を審査し、買受願出につきまして、適正を有しているというふうに判断いたしました。既に、願出については証明をしているという状況でございます。

この件の落札等の経緯につきましては、1番最後のその他で詳細に御報告をさせていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長 はい。事務局の説明が終わりました。

それでは議案第3号について質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5) 非農地証明について

○議長 続きまして、付議事件(5)議案第4号、非農地証明について、議題に供します。

議案第4号

○議長 それでは事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。続きまして、議案書4ページでございます。

(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。次に、議案第4番の現地調査の詳細の報告を、3番福田一紀委員にお願いします。

○福田一紀委員 はい、3番の福田です。よろしくお願いします。

議案第4号の現地地図、案内地図、6ページをごらんください。

(申請地位置説明)

周辺の農地はなく、農地への影響は低いということから、非農地証明はやむを得ないと見てまいりました。皆様の、慎重審議、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第4号について質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

ないようでしたら、採決いたします。

議案第 4 号について原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(6) 非農地通知について

○議長 続きますして、付議事件 (6) 議案第 5 号から第 8 号、非農地通知について、議題に供します。

議案第 5 号

議案第 5 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。議案書の 5 ページでございます。

(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。

議案第 5 号は現地調査の詳細の報告を、2 番、篠木委員にお願いをいたします。

○篠木 薫委員 2 番篠木でございます。申請地は、7 ページ 8 ページになります。

(申請地位置説明)

一部栗なんか植わっているんですが、ほとんど遊休農地になっています。

年をとってですね、もう耕作できなくて、ここの土地の維持できないっていうようなことのようにございます。

よって、非農地通知はやむを得ないと思います。以上です。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第 5 号について、質疑意見等を求めます。ありませんか。

(なし)

ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第 5 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第 6 号

○議長 議案第 6 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

議案第 6 号の現地調査の詳細の報告、2 番、篠木委員にお願いします。

○篠木 薫委員 はい、2 番、篠木が引き続き自分説明をいたします。

ページが 9 ページ 10 ページになります。

(申請地位置説明)

台帳は畑になってなってるんですが、現況はもう山林であります。

もう山になってるんですね、全然畑としては手入れしていないためですね、非農地通知はやむを得ないと思っております。

この現地地図の隣が細長い道路みたくなってるんですが、ここも山林になってます。ちょうど間に、道路みたくなってるんですが、これ道路ではありません。

以上でございます。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。

それでは、議案第 6 号について、質疑意見等を求めます。

はい、5 番、佐藤委員お願いします。

○佐藤 栄一委員 5 番佐藤です。

これは第 2 種農地という位置づけでしょうか。

○事務局 はい、第 2 種農地とあります。

どういう位置づけで二種農地かといいますと、この場合、1 種農地等 3 種農地に属さないところとして、第 2 種の判断としました。

第 2 種農地っていうのは、公共施設とか、駅から半径 500 メーター以内であ

るかどうかで判断するところと、一種農地、三種農地に属さないので二種農地
っていう、二つの判断があるんですけど、後者の判断で、二種農地というふう
にとりました。

○佐藤 栄一委員 わかりました。

○議長 ほかにございませんか。ないようでしたら採決をいたします。

議案第6号について原案のとおり決定をしてよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第7号

議案第7号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 同じく5ページです。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に議案第7号の現地調査の詳細の報告を、3番福田委員にお願いします。

○福田 一紀委員 はい、3番福田です。(申請地位置説明)

耕作の意思はないため、非農地通知をするのが妥当とみてまいりました。

皆様の慎重審議、よろしく願いいたします。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。

それでは、議案第7号について質疑意見等を求めます。

○佐藤 栄一委員 はい、5番佐藤委員どうぞ。

5番佐藤です。

■■さんが土地を所有するのに至ったときは、相続か何かで取得したんでし
ょうか。

○事務局 はい。■■さん自体は、もともとの所有者はお父さんが持ってた

んですけども、ちょっと前に亡くなられてまして、そのあと相続で取得したという形になっております。

○佐藤 栄一委員 わかりました。

○議長 ほかに質問等ございませんか。

ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第7号について原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第8号

議案第8号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 5ページ最後になります。

(事務局説明)

○事務局長 はい、事務局の説明は終わりました。

次に議案第8号の現地調査の詳細の報告を、9番、君島道夫委員にお願いします。

○君島 道夫委員 はい、9番君島です。(申請地位置説明)

ここはですね、周りに農地等はなく、現在も、宅地の一部として利用されているようなので、非農地通知は妥当と見てきました。

皆様の審議よろしく願いいたします。

○議長 はい。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第8号について質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

ないようでしたら、これを採決いたします。

議案第8号について原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(7) 農地利用集積計画に係る意見決定について

議案第 9 号～第 33 号

○議長 続いて、付議事件 (6)、議案第 9 号から第 33 号、農地利用集積計画に係る意見決定について、議題に供します。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。

それでは議案第 9 号から 33 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

ないようでしたらこれより採決いたします。

議案第 9 号から第 33 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

4 その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いいたします。

(1) 競売による落札後の農地法第 3 条許可について

○事務局 その他のほうの資料をちょっと見ていただきたいんですけども。

競売による落札者、農地法第 3 条許可なんですけども、先ほどですね、買受適格証明 1 件があったと思うんですけども、今回落札されたのは、2 カ所に分か

れてまして、アとイのお二方となっております。

今後は、3条の案件なんですけども、実際、最初のほうにですね、買受適格証明ということで3条の資格を有しているということですね、農業委員会で確認しているのにも関わらずですね。

もう1回農地法3条の申請していただいて、申請していただければいただくんですけども、会議にかけるとなると、2度手間3度手間になってしまうんじゃないかなど。確認をとれてるので、これから3条許可についてはですね、買受適格証明を事前に出した場合については、会長決裁のほうにしたいというふうに事務局では考えております。

ですので、3条の買受適格証明をやった人については、事後報告はいたしますけれども、あくまで、会長決裁でということにします。

何でかと言いますと、今回の落札通知はですね、10月21日までに裁判所のほうに提出してくださいとなったんですが、10月20日の総会に投げかけるようになると、1日しかない。

こういったことが今後起きかねないものですから、そういうのを避けるためにも、会長決裁にさせていただければというふうに考えております。

あくまで申請はやってもらいますが、審議にはかけないで会長決裁でということをお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 事務局の説明について質問があれば、挙手してください。

はい、5番佐藤委員。

○佐藤 栄一委員 5番佐藤です。

これ3条だけということは、5条はまた別に、ということですか。

○事務局 はい。これ3条だけということで、あくまで資格の審査をします

けども、どこまでの計画書とか、具体的にもっと突き詰めたものを出してもらう必要性が出てくるかと思うので。3条については、あくまで買う資格があるかどうかだけですけど。

5条についてはもっと事細かなものを出してもらう必要性もあるので、そこら辺については、3条のみとさせていただければというふうに考えてます。

○佐藤 栄一委員 はい、5条の場合はもう少しまた期日も余裕があるかと思うんで、普通の審査が必要かなと思いました。はい、ありがとうございます。

○議長 はい、ほかにございませんか。石塚委員。

○石塚 英好委員 6番石塚です。

この件につきましては、会長決裁っていうことでございますので、要するに専決処分ですよね？ということ、この農業委員会の議題に乗せて、こういう案件は会長専決処分の議決をとったほうが、いいのかなって気はするんですけど、いかがでしょうか。

○事務局長 ちょっと中で議論いたしたんですが、専決の趣旨を捉えますと、事前に判断しないで、会長だけの判断で決めるものが専決という扱いになるかと思えます。

この場合には利用権設定で適格者ということなんで、3条の要件は既に7名が具備しているということになると、上がってきたものに対しての許可は決裁という形で、決裁の報告という形が望ましいかなというふうに思いました。

逆説的にいきますと、利用権設定の申請が何らかの形で委員会として、利用権がないと、そういう方に所有権が移るといった場合に、その人に可・不可を決めるという場合には専決という扱いになろうかと思いますが、本件につきましては利用権設定ということで、皆様方に対して、7名全ての方が、許可権を有し

ているという場合には、決裁ということが望ましいんじゃないかなど、現状で判断して、決裁という形で先ほど説明させていただいたとおりというふうに判断したところでございます。

○石塚 英好委員 理解しました。

○議長 ほかにはございませんか。

(2)その他

○事務局

(矢板高校生の総会见学について・11月予定)

(全国農業新聞の記事募集)

(農業者年金の加入推進)

(集積計画の議案書様式の変更)

(西日本豪雨災害の義援金)

5 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。